熊　監　発　第　１１４　号
令和８年（2026 年）８月４日

請求人
　　Ｘ　様

熊本市監査委員　落　水　清　弘

熊本市監査委員　西　岡　誠　也

熊本市監査委員　村　上　和　美

熊本市監査委員　髙　島　剛　一

熊本市職員措置請求について（通知）

令和８年（2026 年）６月 12 日に受け付けた住民監査請求について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第５項の規定に基づき、監査した結果を下記のとおり通知します。

記

第１　監査の結果

熊本市が一般社団法人熊本私学教育支援事業団に委託した「熊本市児童育成支援拠点事業業務委託（その２）」においての令和７年度分の委託費の返還並びに令和８年度分の委託解除に関する措置請求については、棄却とする。

第２　請求の趣旨

令和 8 年（2026 年）6 月 12 日に受け付けた請求書等に記載されている請求の趣旨は次のとおりである。

１　請求の理由

請求書の記載内容に基づき掲載（下線部分は除く。）。

請求書

(1)　誰が（監査請求の対象とする執行機関・職員）

熊本市長　大西一史（所管：こども局こども福祉部こども家庭福祉課）

(2)　（いつ、どのような「財務会計上の行為又は怠る事実」を行っているのか、又は行うことが予測されるのか。）

① 一般社団法人熊本私学教育支援事業団は、熊本市中央区大江にてフリースクールを運営しており、令和７年６月よりプロポーザル方式により「熊本市児童育成支援拠点事業（その２）」を熊本市と委託契約を締結した。

② しかし、令和７年１１月１２日に熊本労働基準監督署より時間外労働賃金未払いをはじめとする是正勧告書および指導票が交付された。その後、労働問題に関係して、職員の一斉退職が令和８年１月にメディアにより報道された。

③ 当該法人の法令違反が露呈される中で、令和８年１月１日から令和８年３月３１日まで事業は継続され、委託金が支払われた。

④ さらに、熊本市は令和８年４月１日から令和９年３月３１日までの同事業について、当法人と随意契約を行った。

⑤ 当法人が、監督庁からの行政指導を受けたことは明白な事実であり、且つ熊本市公契約条例に定める理念にも反していることから委託契約は相当ではないと判断される。

２　措置請求事項

請求書の記載内容に基づき掲載（下線部分は除く。）。

(1)　措置請求事項（したがって、どのような措置を請求するのか。）

① 令和８年１月１日から令和８年３月３１日までの委託金返還（令和７年度分）

② 令和８年４月１日から令和９年３月３１日までの委託解除（令和８年度分）

３　事実を証する書面の提出

事実を証する書面として、以下の資料が提出された。

・資料1　熊本市児童育成支援拠点事業業務委託（その２）基本仕様書
・資料2　熊本市児童育成支援拠点事業業務委託（その２）プロポーザル実施要項
・資料3　熊本市児童育成支援拠点事業業務委託（その２）契約書（案）
・資料4　是正勧告書・指導票
・資料5　補足説明書
・資料6　熊本市児童育成支援拠点事業業務委託（その２）における経過表
・資料7　ニュース記事1
・資料8　ニュース記事2
・資料9　ニュース記事3

４　請求の受理等

(1)　受理について

本件請求について、地方自治法（以下「自治法」という。）第 242 条に規定する所定の要件を具備しているか審査を行い、令和 8 年（2026 年）6 月 17 日付で受理した。

第３　監査の実施

１　監査の期間

令和 8 年（2026 年）6 月 17 日から令和 8 年（2026 年）8 月 12 日まで

２　監査の対象部局及び関係部局

こども局こども福祉部こども家庭福祉課
総務局契約監理部契約政策課

３　請求人の陳述

令和 8 年（2026 年）6 月 24 日に請求人に対して陳述の機会を設けた。その際、請求人は請求書の記載内容に基づき口頭による陳述を行った。

４　監査対象部局の弁明

令和 8 年（2026 年）7 月 3 日付けで弁明書及び証拠書類が提出された。

５　現地確認

令和 8 年（2026 年）7 月 7 日、監査委員及び監査事務局職員による現地確認を行った。

６　監査対象部局からの関係資料及び証拠書類の提出

関係資料及び証拠書類として、以下の資料が提出された。

・資料１　契約書（熊本市児童育成支援拠点事業）
・資料２　下田南校一連の流れ
・資料３　学校認可偽造文書一覧
・資料４　決算書
・資料５　辞任届等
・資料６　就業規則
・資料７　商業登記簿謄本
・資料８　労基是正勧告書
・資料９　抗議文
・資料 10 契約書（熊本市こどもの居場所支援事業）
・資料 11 催促書
・資料 12 抗議文への回答
・資料 13 異議申立書
・資料 14 異議申立書への回答
・資料 15 是正報告書（令和８年３月３１日）
・資料 16 是正報告書（令和８年５月１日）

７　監査対象部局に対する調査

(1)　書類等の審査

提出された関係資料並びに弁明書及び証拠書類等の審査を実施した。

(2)　関係職員の陳述

令和 8 年（2026 年）7 月 13 日、こども局長、こども福祉部長、こども家庭福祉課長、総務局長、契約監理部長、契約政策課長ほか８名から陳述を聴取した。

第４　監査委員の判断

住民監査請求は、自治法第 242 条第 1 項において、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法又は不当な公金の支出や財産の管理などの財務会計上の行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補塡するために必要な措置を講ずべきことを請求することができると定められており、その対象は、普通地方公共団体の長又は職員等による財務会計上の行為又は怠る事実に限定されている。

よって、措置請求事項の①、②は、普通地方公共団体の長又は職員等による財務会計上の行為に当たるため、監査することとした。

本件請求について、請求書、証拠書類等及び請求人の陳述、監査の対象部局から提出された関係資料及び証拠書類、弁明書等の調査並びに関係職員の陳述から判断した結果は、次のとおりである。

１　理由

(1)　事案の経緯

児童福祉法に基づく「児童育成支援拠点事業」は、国の定める「児童育成支援拠点事業実施要綱」を市町村が実施主体となり適用し、適正かつ円滑に実施されることとなっている。

当該事業の目的は、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童等の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることと整理されている。

このような中、令和７年５月、実施主体である市は、一般社団法人熊本私学教育支援事業団（以下、「事業団」という。）の技術提案を適正と認め、事業団を相手方として単年度での契約を締結し、事業を推進してきた。

よって、当該事業を適正に継続するためには、令和８年度当初から事業の目的を達成できうる相手方を、公平性を担保したうえで選定し事業を推進する必要があった。

(2)　措置請求事項①について

請求人は、事業団が、熊本労働基準監督署から時間外労働賃金の未払い等に係る是正勧告書及び指導票の交付を受けたにもかかわらず、市が令和８年１月１日から同年３月３１日まで事業を継続させ、当該期間の委託料を支払ったことは不当であるとして、その返還を求めている。

この点について調査したところ、事業団に対し熊本労働基準監督署から是正勧告書及び指導票が交付された事実は認められた。また、措置請求書に記載のある職員の一斉退職についても、その事実が確認された。

しかしながら、監査対象部局から提出された関係資料、現地調査の結果及び関係職員からの陳述を総合すると、事業団は是正勧告及び指導票を受けた後、是正報告書を提出するなど改善のための対応を行っていることが確認された。

また、児童福祉法に基づく児童育成支援拠点事業は、養育環境等に課題を抱える児童等に対し、居場所の提供、生活習慣の形成支援、学習支援、相談支援及び食事の提供等を行うことにより、児童の最善の利益の保障と健全育成を図ることを目的とする事業である。

関係書類の確認及び現地調査の結果、事業団職員の退職等の影響は認められたものの、当該事業の主たる目的である児童等の居場所の確保や学習支援、食事の提供等の業務が履行されていなかった事実や、委託事業そのものが停止していた事実は確認できなかった。

さらに、事業団に対する労働関係法令上の是正勧告は、事業団とその労働者との間の労働条件に関する問題であり、請求人の時間外労働が市からの受託事業によって発生したものであったとしても、その賃金等は市ではなく事業団が支払うべきものである。

したがって、事業団の対応が必ずしも十分であったとは評価できないとしても、労働基準監督署の指導に基づく改善措置が講じられていること、及び委託業務の履行自体に重大な支障や債務不履行の事実が認められないことから、市が支払った令和７年度分委託料について返還を求めるべき違法又は不当な事由は認められない。

よって、措置請求事項①については理由がない。

(3)　措置請求事項②について

請求人は、事業団が労働基準監督署から行政指導を受けていること及び契約手続に問題が認められることなどを理由として、令和８年度分の委託契約を解除すべきであると主張している。

なお、熊本労働基準監督署による是正勧告書及び指導票の交付並びにこれに対する事業団の改善対応については、前記措置請求事項①で述べたとおりである。請求人に対する賃金等の支払義務は事業団に属するものであり、事業団と請求人との労働関係上の問題については監査委員が判断する立場にはない。

その上で、本件契約の締結経緯及び契約解除の要否について調査したところ、令和８年度の熊本市児童育成支援拠点事業に係る委託契約は、事業団を相手方として令和８年３月３１日に締結されていた。

関係職員の陳述によれば、令和７年度からの事業の継続性を重視し、随意契約を前提として事業団を相手方と特定した上で契約を締結したものであったが、令和８年度事業であるにもかかわらず同日に契約を締結したことは事務処理上の誤りであったと認めている。

この事務処理については、地方公共団体として当然に遵守すべき会計年度独立の原則及び単年度予算主義という公会計の基本原則との関係において極めて不適切であり、債務負担行為の設定もないまま二か年度にまたがる契約手続を行ったことは厳に改められるべきものである。

また、このような契約事務は、公会計制度の基本原則との関係において適法性に疑義を生じさせるものであり、監査委員としても遺憾である。

しかしながら、当該契約は令和８年度予算の成立により財政上の裏付けを得るに至っている。また、契約内容自体が年度内締結を絶対条件とする性質のものでもなく実態としては令和８年度事業に係る契約として運用されている。

さらに、本件契約は形式上令和８年３月３１日に締結されているものの、関係職員の陳述によれば、その経緯は事務処理上の誤りによるものであり、契約内容についても前年度中の締結が特に要請される性質のものではない。また、その履行に係る財政的裏付けは令和８年度予算によるものであることから、本件契約については実質的に令和８年度事業として執行される契約として取り扱われているものと認められる。

熊本市公契約条例は令和８年４月１日に施行されているところ、本件契約の実態及び執行状況に照らせば、その趣旨及び基本理念との整合性について十分配慮されるべきものである。同条例においては、適正な労働環境の整備等に関し、事業者による誓約及びその内容の労働者への周知並びに、労働者の適正な賃金の確保に資する合理的な予定価格の算定が求められている。

その上で、熊本市公契約条例との関係について調査したところ、事業団による誓約及び予定価格積算における労務費の算定において同条例が求める適正な労働環境への一定の配慮は認められたが、その積算過程全体の合理性及び妥当性については十分に確認するまでには至らなかった。このため、本件契約については、同条例の基本理念及び関係規定との整合性や予定価格算定の在り方について、今後も検討を深めていくことが望まれる。

しかし、上記の点は主として発注者側における契約事務及び予定価格算定過程に関するものであり、現時点で受託者に直接帰責し得る事情までは認められない。

また、仮に契約事務上の問題が認められるとしても、それのみをもって直ちに契約の無効又は解除を導く法的根拠が認められるものではない。

加えて、関係書類の精査及び現地調査の結果、令和８年度分についても事業目的である児童等の居場所の確保、学習支援及び食事の提供等が履行されており、受託者による債務不履行その他契約解除事由に該当する事実は確認できなかった。

したがって、本件契約に係る事務手続には重大かつ看過し難い問題が認められるものの、そのことのみをもって契約の効力が直ちに否定されるものではなく、また、受託者による債務不履行その他契約解除事由に該当する事実も確認できなかったことから、本件契約を解除すべき法的根拠は認められない。

よって、措置請求事項②についても理由がない。

２　結語

以上のことから、熊本市より支払われた令和７年度分の事業団に対する委託料の返還並びに令和８年度分の委託契約の解除にまでは至らず、措置請求には理由がないことから棄却する。

第５　追記

令和８年度分の契約については現在も継続中であり、事業団は当該条例を遵守することはもとより、労働基準法、労働安全衛生法、労働施策総合推進法等の規定に則り労働者に対して適正に対応しなければならない事業者としての当然の責務がある。

児童等の居場所の確保を主な目的とした支援拠点事業においては、様々な事情を抱える利用者に寄り添うための支援員等の労働力の確保は極めて重要であるから、実施主体である市においては、労働環境の整備状況や会計処理の透明性の観点を含め、契約の相手方として事業団が相応しい状態にあるか、事業の継続性確保のためにも、定期的かつ多角的に確認及び検収を行うことが肝要であるものと思料する。